

大阪市規則第 8 号

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第 1（第46条関係） [表 別紙 2 挿入]	別表第 1（第46条関係） [表 別紙 1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。

[別表第1 別紙1]

事業資金表

局名	資金名称	金額
こども青少年局	[同左]	[同左]
	阿武山学園給食材料購入資金	<u>2,600,000円</u> 以内
	こども相談センター給食材料購入資金	<u>5,500,000円</u> 以内
[同左]		

[別表第1 別紙2]

事業資金表

局名	資金名称	金額
こども青少年局	[略]	[略]
	阿武山学園給食材料購入資金	<u>3,000,000円</u> 以内
	こども相談センター給食材料購入資金	<u>7,000,000円</u> 以内
[略]		